条例の点検・見直しシート

		作成		₹月日	平成 24 年 5月29日				
条例の題名		三重県地域交通体系整備基金条例	公 布 日		昭和62年3月 16日				
条例番号		昭和62年三重県条例第3号 直近3			平成17年12月27日				
所管部局課 地域連携部交通政策課		電話	番号	059-224-2805					
条例の概要 地域交通体系の整備及び第三セクターによる伊勢鉄道の経営等の助成に要する経費 の財源に充てるため、三重県地域交通体系整備基金を設置することを目的に必要な事 現を定めるものである。 ・									
視点		項目		回答	検 討 内 容				
必要	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を 有している。				基金の財源を基に、国の制度を活用した安全性の向上等に資する設備整備や経営が厳いい地方 鉄道事業の経営基盤の強化のために、支援を行う必要があることから、妥当性を有している。				
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。				地域における総合的な交通体系の構築と持続的 な運営を確保するために必要である。				
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。				年々老朽化する安全な輸送の継続を図るために必要な設備整備を中心に基金を活用して支援を行っている。 (平成23年度末時点の実績:設備更新 約6.1 億、欠損補助 約1.2億円)				
	規制型の	場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となってい	ない。	該当なし					
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない (規則、要綱等で規定する余地はない。)。				条例を定めることなく、基金を設置することはできない(地方自治法第241条第1項)。				
適	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。				地方自治法第241条の規定により、基金の設置 等に関する事項について定めるものであり、法令 に抵触しない。				
法	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)。								
.—	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。								
有	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。				地方自治法第241条の規定により、基金の設置等に関する事項について定めており、目的と手段は整合している。				
	条例の目	的は、県民力ビジョン等と整合している。		はい	果民力ビジョンの施策352「公共交通網の整備」 で「地方鉄道の路線の維持・確保に取り組み利 便性の向上を図る」ことを定めており、条例の目 的は果民力ビジョンと整合が図られている。				
効 性	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたこと はない。								
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認め られる。			はい	地方自治法第241条第1項から第8項までの規定 に基づき必要な事項を条例で定めているもので あり、一部であっても規定を廃止した場合、県の 行政運営に支障が生じると考える。				
率	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃 止すべき規定はない。								
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。								
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との 重複はない。								
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。			はい					
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。				果内の地域交通体系の整備及び名古屋と伊勢 鳥羽方面、あるいは東紀州地域を結ぶ幹線鉄道 である伊勢鉄道の経営等への助成が目的である ことから、広く果民に寄与するものであると考え る。				
	条例の執	行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていた	はい						
そ	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連 携に配慮している。								
の他	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。								

点		理		由	特	記	事	項	日本1.1-	± 55 #0.79.1−
検・見を	改正・廃止の		要件のいずれまも満たし	生満たし、改正の必要が					見直しに 関する規 定の有無	有効期限に 関する規定 の有無
直し結果	』 必安は								兼	無